

大飯原発3，4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者

債務者 関西電力株式会社

証拠説明書

平成29年12月25日

大阪地方裁判所 民事保全部 御中

債権者ら代理人弁護士 鹿島 啓一

下記証拠は、すべて写しである。

甲号証	標目	作成日	作成者
1の1	証人調書	H29.4.24	名古屋高等 裁判所金沢 支部書記官 七浦昌子
	(立証趣旨) ①本件基準地震動は、入倉・三宅式を適用している関係で過小評価になっており、必要な審査が行われていないので許可を出すべきではない。 ② 債務者が主張する「詳細な調査」や「保守的な設定」では、入倉・三宅式による過小評価のおそれはなくなる。 ③ 入倉・三宅式による過小評価のおそれを補うためにはレシピ(イ)を用いる他なく、審査ガイドと修正レシピを踏まえてレシピ(イ)を用いるべきである。		
1の2	更正調書	H29.6.6	同上
	(立証趣旨) 同上		

2	島崎邦彦証人尋問（主尋問）書証綴り	H29. 4. 24	弁護士佐藤 辰弥ほか
	<p>（立証趣旨）</p> <p>同上</p>		
3	準備書面(37)	H29. 6. 21	債務者
	<p>（立証趣旨）</p> <p>本件控訴事件における債務者の反論によっても，島崎証言の信用性は否定されていない。</p>		
4	島崎邦彦氏の日本地球惑星科学連合2016 年大会（2016/05/25）での発表 「過小な日本海『最大クラス』津波断層モデ ルとその原因」へのコメント	H29. 6. 6	入倉孝次郎
	<p>（立証趣旨）</p> <p>入倉・三宅式の共同作成者である入倉氏は，地震発生後の情報である強震動記録を用いた解析結果を整理すれば，一定のばらつきの範囲で入倉・三宅式に合致する旨反論するのみで，地震発生前の情報に入倉・三宅式を当てはめると地震モーメントを過小評価してしまうという指摘については認めているといえ，また，島崎氏の震源断層の長さを地震発生前に想定できないとする見解についても認めている。</p>		
5	強手157参考資料1 地震調査研究推進本部地震調査委員会 地震 動評価部会第156回強震動予測手法検討分 科会議事概要案	H28. 7. 15	地震調査研 究推進本部
	<p>（立証趣旨）</p> <p>平成28年12月のレシピ修正は，過去の地震記録がない場合は</p>		

	(ア) よりも (イ) の方が予測手法として当面安定的である可能性が高いという趣旨からなされたものである。		
6	強 1 5 2 参考資料 6 『震源断層を特定した地震の強震動予測手法』の検証について	H28. 9. 14	瀬瀬一起
	(立証趣旨) 同上		
7	強 1 5 3 参考資料 1 地震調査研究推進本部地震調査委員会 第 1 5 2 回強震動評価部会 議事概要 (案)	H28. 9. 14	地震調査研究推進本部
	(立証趣旨) 同上		
8	震源断層を特定した地震の強震動予測手法 (「レシピ」) 平成 2 8 年 (2 0 1 6 年) 6 月 (1 2 月修正版)	H28. 12. 9	地震調査研究推進本部
	(立証趣旨) 特にレシピ (ア) を用いる場合には、併せてレシピ (イ) の方法についても計算結果を吟味・判断した上で震源断層を設定することが望ましいという趣旨でレシピの加筆、修正がなされたこと		

以上